地域包括ケアシステムは各方面で高齢者の暮らしを支えます

総合事業が支える

問い合わせ 地域福祉課 ☎38-2040/高齢介護課 ☎38-2044

平成29年4月1日から

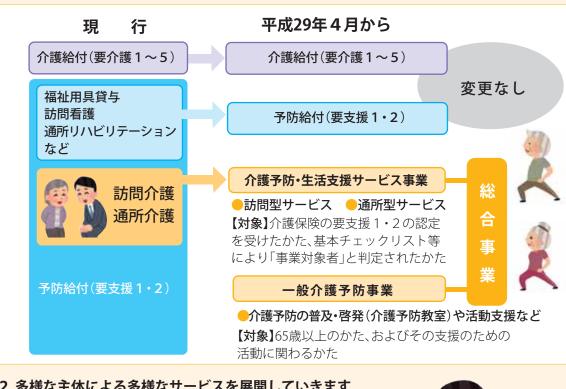
介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)が始まります!

介護保険法の改正により、高齢者の皆さんの介護予防と日常生活の自立を支援する「総合事業」が創設 され、介護予防サービスの一部が、市の事業に移行し、サービス提供の仕組みが変わります。介護保険サー ビス等に加え、ボランティア等による支援や地域の助け合いなど、地域全体で高齢者を支えていくための支 援も行っていきます。今回は、その「総合事業」のポイントについてお知らせします。

総合事業の特徴

1. 介護予防サービスの一部が総合事業に移行します

要支援の認定を受けている65歳以上のかたへの予防給付のうち、介護予防訪問介護(ホームヘルプ サービス)、介護予防通所介護(デイサービス)の2つのサービスを、市の事業として実施する新しい総 合事業の訪問型サービスと通所型サービスへ移行します。



2. 多様な主体による多様なサービスを展開していきます

買い物や掃除等の支援の担い手がこれまで以上に必要となりますので、 高齢者を含めた幅広い世代の市民・NPO・ボランティア等、さまざまな人・団 体の活動を支援することでサービスを充実します。

3. 社会参加の視点を取り入れた介護予防を促進します

「参加」や「活動」の視点を介護予防に取り入れることで、高齢者の皆さんが 地域や社会の中での役割を持ちながら、いきいきとした生活が続けられるよう支援します。

4. サービス利用の手続きの一部を簡素化します

介護予防訪問介護、介護予防通所介護のみの利用継続を希望する場合等、基本チェックリスト等に回答 することで要介護・要支援認定を受けずにサービスを継続して利用できる場合があります。

総合事業のサービスは どのように利用するのですか?



高齢者生活支援セン ターの担当者やケアマ ネジャーが、本人の意向 や心身の状態などを確 認し、同意を得た上で サービスを決定します。 サービスの利用にあ

たっては、お住まいの地域の高齢者生活支援 センターへご相談ください。

※高齢者生活支援センターの一覧は3面に記 載しています。

平成28年度から

地域支え合い推進員(生活支援コー ディネーター)を配置しています

地域支え合い推進員は、住民が主体となっ た生活支援等のサービスや地域での助け合い 活動のしくみを構築する推進役です。

現在、各担当地域に配置し、地域の資源(公 的・民間サービスや地域の活動・居場所など) やニーズを収集し、芦屋市に必要な地域資源 の開発を目指しています。

- ■市内全域担当 芦屋ハートフル福祉公社
- ■朝日ケ丘・岩園小学校区担当 あしや聖徳園
- ■山手小学校区担当 アクティブライフ山芦屋
- ■精道中学校区担当 かんでん福祉事業団
- ■潮見中学校区担当 あしや喜楽苑

住民の皆さんの自主的な介護予防活動・ 助け合い活動の情報提供をお待ちして います。居場所づくりの支援を行います のでご相談ください!



↑介護相談員が活躍しています! ~あなたも地域の担い手に~

施設サービス利用者等の権利擁護、介護サービ **1**介護相談員受け入れ事業所の声 スの充実を図ることを目的に、平成24年度から市 内の施設に介護相談員を派遣しています。

■介護相談員とは?

施設を訪問して、施設サービス利用者の不安や 疑問等を聞きます。事業所や行政へつなぎ、問題の 改善・解決に向けて手助けをします。

■介護相談員になるには?

芦屋市権利擁護支援センターが行う権利擁護支 援者養成研修を修了し、介護相談員として登録し ます。特別な資格は必要ありません。

『悩み等を話すことで利用者が安心し、笑顔 も多くなった。』

『利用者の日常の声を聞くことは、サービス の改善点を探る重要な手がかりになる。』 『緊張感からよりよいケアを意識できるよう になった。』

問い合わせ

【介護相談員について】 芦屋市権利擁護支援センター ☎31-0682 【受け入れ事業所について】

地域福祉課 ☎38-2040

介護相談員が支える

介護相談員受け入れ事業所 平成28年4月1日現在

- ●アクティブライフ芦屋
- ●アクティブライフ山芦屋 ●エルホーム芦屋
- 一愛しや
- 芦屋アラベラの家
- ●あしや喜楽苑

●芦屋ブーケの里

●マイホーム芦屋

●マイライフ芦屋 ●陽光苑 』

介護相談員のキャラクター

「クーちゃん」

